
プロジェクト **実務対応報告第 18 号の見直し**

項目 **第 121 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 121 回実務対応専門委員会（2019 年 2 月 5 日開催、以下「第 121 回専門委員会」という。）で議論された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 18 号」という。）の見直しについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

実務対応報告第 18 号における修正項目の見直し方針についての意見

事務局の提案に賛成する意見

2. 修正項目の追加を行わないとする事務局提案に賛成する。実務対応報告第 18 号において在外子会社に対して IFRS や米国基準の適用を認めているのはあくまで実務上の配慮と考えられ、その中で修正項目として選定される項目は限定的になるものと考えられることから、日本基準におけるリース基準の開発とは別個のものとして検討すべきと考える。

日本基準の検討との関係を明確に説明するべきとの意見

3. 修正項目の追加を行わないとする事務局提案に違和感はない。ただし、実務対応報告第 18 号で修正項目の追加を行わないとする改正を行った場合、市場関係者に対して、現在行われている日本基準におけるリース基準の検討の方向性についての予断を与える恐れがあると考えられる。実務対応報告第 18 号の検討と、日本基準におけるリース基準の検討は異なるものであるということを、「公表にあたって」等に記載することで、明確にする必要があると考える。

上記の意見を踏まえ、「コメントの募集及び公開草案の概要」において、(参考)の記述を行い、実務対応報告第 18 号において修正項目とするか否かの検討内容を示すこととした。

実務対応報告第 18 号の文案についての意見

結論に至った理由について明示するべきとの意見

4. 修正項目の追加を行わないとする結論には賛成するが、今の文案ではその理由が示されていないと考えられる。提供される情報の有用性の観点など、修正項目を追加

しないとの結論に至った理由を明示するべきと考えられる。また、実務上の実行可能性の観点からの理由を追加することも有益と考える。

実務対応報告第 18 号では、従来から修正項目として取扱う項目について、個別に理由の記載を行っていないことから、今回の改正においても理由の記載は行わないこととした。

また、我が国の会計基準に共通する考え方との乖離の有無の観点から問題を識別していないため、実務上の実行可能性についての評価は行っていない。

その他文案についての意見

5. 現在の「平成 31 年改正」という文案では、この改正以降、2019 年中に実務対応報告第 18 号の改正は行わないという印象を与えるため、表現を見直すべきと考えられる。同様に、2019 年中に別途の改正が行われた場合に対応できるよう、結論部分についても「IFRS 第 16 号と Topic842 の取扱いについて」など、対象を限定する文言を入れることが望ましいと考えられる。

仮に 2019 年中に再度実務対応報告第 18 号の改正を行う場合、適用時期等の定めが必要となることから、別項目として記載を追加することが考えられるため、「平成 31 年改正」という表現については、そのままとすることとした。

結論部分については、「これらの会計基準」(IFRS 第 16 号及び Topic842) について検討を行った旨を明記することとした。

実務対応報告第 18 号の改正方針についての意見

事務局提案に賛成する意見

6. 実務対応報告第 18 号における IFRS 第 16 号等の取扱いについては、監査法人に対して質問が多く寄せられる論点であり、早期に公開草案を出すことで ASBJ の考えを示すことが必要だと考えられる。
7. 平成 30 年改正の脚注 7 において、リースについて検討の対象から除くと明示している以上、追加的な検討を行って結論を出したということを示すために実務対応報告第 18 号を改正することは意義があると考えられる。12 月決算会社であれば、2019 年 3 月の第 1 四半期から、IFRS 第 16 号等の取扱いが論点となることから、早期に公開草案を示すことが重要であると考えられる。

8. 実務対応報告第 18 号については、実務局提案通り公開草案を出し改正するという事に賛成である。JMIS での結論を考慮すれば、実務対応報告第 18 号における取扱いも類推可能という意見もあるが、両者は別個の基準であり、JMIS の結論によって実務対応報告第 18 号の結論が自動的に導かれるわけではないことから、検討と改正手続きは原則通り行うことが必要だと考える。

公開草案の手続きは必須とは言えないとする意見

9. 実務対応報告第 18 号を改正することには賛成であるが、IFRS 第 16 号について JMIS で削除又は修正されていないという結論を考慮すると、実務対応報告第 18 号における IFRS 第 16 号等の取扱いも明らかとも考えられることから、公開草案の手続きを経ずに改正を行うことも考えられるのではないかと考える。

適正手続規則上、公開草案の公表が不要と判断される場合には該当しないものと考えられるため、公開草案の公表を行うことが適当と考えている。

その他の意見

10. 公開草案を公表することで、修正項目としないとの結論に反対する意見が寄せられることも想定されるが、必ずしも個別の企業で独自に修正を行うことが否定されるわけではないと考えられるため、反対意見への対応は困難とは言えないのではないかと考える。

公開草案へ寄せられたコメントへの対応を検討する際に、考慮する。

表示、開示の取扱いについての意見

11. 今回 IFRS 第 16 号等について、実務対応報告第 18 号で修正項目としない場合、使用権資産についての貸借対照表での表示科目や、日本基準のオペレーティング・リース注記での取り扱いなど、表示、開示に関する論点が多数発生することになる。従来から、実務対応報告第 18 号では表示、開示は対象としないという建付けであることは理解しているが、IFRS 第 16 号等については表示、開示に関して何らかの整理、検討をお願いしたい。
12. IFRS 第 16 号の連結財務諸表における表示、開示の取扱いは監査法人に対して質問が多く寄せられる論点である。実務対応報告第 18 号の中で対応することは困難であるという状況は理解できるが、何らかの方法で連結財務諸表上の表示、開示の取扱いについて整理を行うことについては、実務上強いニーズがあると考えられる。

13. 公開草案を早期に公表し、実務対応報告第 18 号における IFRS 第 16 号等の取扱いを明らかにすることが重要であると考えられることから、検討に時間を要すると考えられる表示、開示の議論を今回行う必要はないと考えられる。
14. 実務上、表示、開示の多様性が生じることは望ましいことではないが、表示・開示について検討を行う場合、IFRS 第 16 号等に限らず、広い範囲の基準について網羅的な検討が必要と考えられる。今回の改正では、実務対応報告第 18 号における IFRS 第 16 号等の取扱いを早期に明らかにすることが重要と考えられるため、表示、開示については、仮に検討することに強いニーズがあるのであれば、別途の課題として対応することが適切と考える。

実務対応報告第 18 号を適用し、連結財務諸表を作成した場合の連結財務諸表上の表示、開示については、従来から各社の実情に応じて実務上適切に判断されてきたものと考えられる。仮に当該表示、開示の論点を検討する場合、IFRS 第 16 号及び Topic842 に関する論点にとどまらないものと考えられ、従来からの実務に与える影響が懸念される。このため、IFRS 第 16 号及び Topic842 についても連結財務諸表上の表示、開示について特段の対応は行わないこととした。

以 上